

事務連絡
令和2年5月15日

保育所等を利用する皆さまへ

三島市福祉事務所長
(子ども保育課)

緊急事態宣言の解除に伴う登園自粛期間の終了について（お知らせ）

日ごろは三島市の保育行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

皆さまには本市が緊急事態宣言の対象地域となっている期間において、登園の自粛をお願いしていたところでございますが、5月14日付けで静岡県を対象とした緊急事態宣言が解除されましたことから、当該登園自粛期間も終了とさせていただきますことをお知らせいたします。

しかしながら、5月5日付けで発出したお知らせにおいてご案内いたしましたように、保育の特性上、いわゆる「3つの密」を避ける事は非常に困難でございますので、保育所等のご利用にあたっては、その旨をご理解いただいたうえで登園いただきますようお願い申し上げます。

また、登園自粛期間は終了いたしますが、新型コロナウイルス感染症に不安を持つご家庭が自主的に登園を控えることを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1 登園自粛依頼終了日

令和2年5月14日

2 納入済の保育料について

緊急事態宣言が解除された週の末日である令和2年5月16日（土）までの期間において、保育料が発生しており、かつ納入済である方におかれましては、登園を自粛した日について日割り計算による還付等を行います。

なお、5月分の還付等手続きにつきましては、後日改めてお知らせさせていただきます。

※4月分の還付等書類につきましては、5月13日付けで郵送させていただきました。

3 利用予定表について

令和2年5月5日付け事務連絡で利用予定表のご提出をお願いしましたが、宣言解除に伴う勤務日時の変更等があった場合は、その旨を通園する保育所等にお申し出ください。

4 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症が収束したわけではございませんので、引続き風邪や発熱などの症状がある場合は登園を控えていただくことを徹底してください。

また、状況によっては登園の自粛や臨時休園もあり得ることをご承知おきください。

(2) 令和2年5月11日付け三社保第80号でお知らせしました「教育・保育給付認定の取扱い」については、宣言解除による影響を受けないものとします。

担当 子ども保育係
電話 055-983-2611